

2015 年 3 月 13 日

LT中国ビジネスニュース

1. 2014 年度中小企業開拓市場資金の上海市における申請期限が迫る。

財政部と商務部が主管する「外経貿発展特定プロジェクト資金管理弁法」に基づく「中小企業海外市場開拓資金」(以下「開拓資金」という。)の上海市における申請期限が 3 月 20 日に迫っている。

開拓資金とは、中小企業経営の国際化支援を目的に交付される補助金であり、2013 年の輸出入額が 4,500 万米ドルに満たない中小企業が対象となる。支援項目には、企業研修と情報化建設、国際市場の視察、情報宣伝、紹介、展覧等が含まれ、2014 年度に実際に支出した費用の一部が補助金の形で還元される。外資企業も要件を満たせば補助を受けられる。

上海市において 2014 年度の開拓資金を申請する際は、2015 年 2 月 1 日から 3 月 20 日の間にインターネット上で申請し、申請後 5 営業日以内に資金交付に必要な資料を関係資金管理部門に提出することとされている。申請手続きの詳細をお知りになりたい方は、上海LTコンサル部までお問い合わせ願いたい。

なお、外経貿発展特定プロジェクト資金による中小企業国際化支援政策は、2015 年度も上海市を含む中国全土で引き続き実施される。この政策の活用方法については、おってLT会会報上でご紹介する予定である。

2. 2015 年 3 月 1 日から失業保険料率が調整

2015 年 2 月 27 日、人力資源社会保障部と財政部が連名で「失業保険料率調整の関連問題に関する通知」に出状、各地方政府に対し、失業保険料率を 3%から 2%に引き下げると通知した。

各地方政府はこの通知を受け、早急に保険料率引下げの方案を検討制定し、できるだけ早期に実施しなければならない。ただし、上海市では 2013 年 10 年から、江蘇省蘇州市、無錫市でも 2013 年 11 年から 2%に引き下げて運用されていることから、今回の通知に基づく保険料率の調整は行われない。

以上